

佐久市建設工事入札参加資格者 各位

佐久市長 柳田 清二

建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和について（通知）

平素は、市行政にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

建設工事における現場代理人の取扱いについては、台風第 19 号災害復旧工事及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応のため、暫定的な措置として条件付きで現場代理人の兼務を認めているところですが、令和 6 年 3 月 31 日をもって暫定措置が終了いたします。なお、技術者不足の対応として、現場代理人の常駐義務を緩和し、今後は下記の通りの取扱いとしますので通知します。

記

1 現場代理人の兼任の変更点

項目	暫定運用以前	現状（暫定）	見直し後
兼任可能期間	兼任不可	県基準により運用 令和 6 年 3 月までの 限定運用	恒久的に兼任が可能
兼任件数		5 件	2 件
請負金額		制限なし	2 件とも 4,000 万円 未満（当初契約）
連絡員雇用		元請又は下請	元請又は下請

2 適用期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日前に契約を締結し、契約期間中にある工事及び同日以降に契約を締結する工事に適用します。

3 その他

令和6年4月1日からは市ホームページに掲載する新しい様式の「現場代理人兼任届」及び「連絡員配置届」を使用してください。

*なお、ご不明の点がございましたら、以下までお問合せください。

佐久市役所契約課契約係
電話 0267-62-3084(直通)